

令和2年 第2回  
茨城県南水道企業団議会  
定例会会議録

(令和2年7月17日)

茨城県南水道企業団議会

令和2年 第2回  
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

令和2年7月17日（金） 午後1時30分 開 会

議事日程

- 日 程 第 1. 議席の指定  
日 程 第 2. 会議録署名議員の指名  
日 程 第 3. 会期決定の件  
日 程 第 4. 選挙第 1 号 副議長の選挙について  
追加日程第1. 議長辞職の件  
追加日程第2. 選挙第 2 号 議長の選挙について  
日 程 第 5. 議案第 1 号 令和元年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び  
剰余金の処分について  
報告第 1 号 令和元年度茨城県南水道企業団水道事業会計継続費繰越計算  
書の報告について  
報告第 2 号 令和元年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書  
の報告について  
報告第 3 号 令和元年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書  
の報告について（事故繰越）  
報告第 4 号 地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足  
比率に関する報告について  
日 程 第 6. 一般質問

出席議員	1番	大越勇一	議員
	2番	若泉昌寿	議員
	3番	鈴木勝利	議員
	4番	北島登	議員
	5番	杉森弘之	議員
	6番	柳井哲也	議員
	7番	久米原孝子	議員
	8番	石引礼穂	議員
	9番	椎塚俊裕	議員
	10番	伊藤悦子	議員
	11番	根岸裕美子	議員
	12番	岩澤信	議員

13番 染谷和博議員  
14番 佐藤隆治議員

---

欠席議員                      なし

---

説明のための出席者

藤 井 信 吾	企 業 長
中 山 一 生	副 企 業 長
根 本 洋 治	副 企 業 長
佐々木 喜 章	副 企 業 長
石 橋 大 輔	代 表 監 査 委 員
秋 田 浩 樹	事 務 所 長
野 友 省 男	次 長
山 下 聡	経 営 企 画 課 長

---

茨城県南水道企業団議会事務局

小 嶋 哲 夫	局 長
平 野 恵 美	書 記
谷 田 昇 明	書 記

---

令和2年第2回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

議案第 1 号 令和元年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分に  
ついて

令和2年第2回茨城県南水道企業団議会定例会  
議案質疑

議員	質問の要旨
1 杉森 弘之	<p>1 議案第1号</p> <p>(1) 監査委員の決算審査意見書 収入、支出に関して</p> <p>①「下水道料金徴収事務に係る負担金単価の見直しにより当該負担金2,827万9,843円(26.8%)の増」、「水質管理水量抑制効果による受水率1,309万7,218円(0.5%)の減」に関する説明を求める。</p> <p>(2) 入札契約の落札率に関して</p> <p>①「平均で93.14%」の評価。90%以上を不当と考える主張と、タ ンピング排除・公契約条例の主張も踏まえて。</p> <p>2 報告第2号</p> <p>(1) 明許繰越し</p> <p>①年度内に支払義務が生じなかった事由の説明。 繰越し工事資金の内訳としての補償費と負担金、責任の所在の説明。</p> <p>3. 報告第3号</p> <p>(1) 事故繰越し</p> <p>①事故についての詳しい説明。 事故による損害、賠償の発生の有無と処理。</p>
2 北島 登	<p>1 議案第1号 令和元年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について</p> <p>(1) 決算書8ページ損益計算書の特別利益6,230万3,700円は退職給付引当金の戻し入れとあるが、</p> <p>①退職給付引当金の積み立て方法 ②茨城県市町村総合事務組合への負担金の額 ③積立金はどのような運用がなされているのか</p> <p>2 報告第3号 令和元年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰り越し計算書の報告について(事故繰越し)</p> <p>(1) 事故繰越しの要因について</p> <p>①事故の状況及び、被害額 ②不可抗力によるものか、過失があったか ③過失責任の所在と賠償はどうするのか</p>

議 員	質 問 の 要 旨
3 伊藤 悦子	<p>1 議案第1号 令和元年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算書について</p> <p>(1) 給水収益について</p> <p>①家事用料金 使用量10m<sup>3</sup>以下の件数、金額、利用者の割合について</p> <p>②団体料金の収入減について</p> <p>(2) 浄水費について</p> <p>①令和元年度決算における契約水量と使用実績の差について</p> <p>②浄水費引き下げの取組みについて</p> <p>(3) 総係費における修繕費について</p> <p>①具体的内容について。</p> <p>(4) 令和元年度決算における鉛管・石綿管の改修実績について</p>

## 一 般 質 問

議 員	質 問 の 要 旨
1 杉森 弘之	<p>1 給水量と浄水費の関係、浄水費の料金体系</p> <p>(1) 令和元年度の年間総給水量は対前年度比で0.013%減少、浄水費は0.005%減少。料金体系の説明。</p> <p>(2) 浄水費の値下げと共に、持続可能な開発の観点からも、水の利用効率の改善に合わせた料金体系の改善が必要ではないか。</p> <p>2 漏水率の改善</p> <p>(1) 漏水率は平成29年度7.94%から30年度8.32%へ、1年間で0.38ポイント上昇。他団体と比較しても高い状況。有収率向上のためにも必要不可欠。この間の改善努力と、今後の計画。</p>
2 北島 登	<p>1 新型コロナ感染症による影響で減収となった事業者、世帯への水道料の猶予及び減免について</p> <p>(1) 県南水道企業団のホームページには支払い猶予についての案内が書かれているが、内容がわからない</p> <p>①支払い猶予の対象となる者の基準は</p> <p>②これまでの申請数及び猶予を認めた事業者数、金額、選定数、金額</p> <p>③猶予が認められなかった主な理由</p> <p>(2) 水道料金の減免を検討すべきではないか</p> <p>2. 水道運営審議会の状況について</p> <p>(1) これまで4回開催されているが、議会内容について</p> <p>①結論めいたこと、何か決定されたことはあるのか</p> <p>②消費税の増税、新型コロナの影響で経営状況が大きく変わるが、そのことに関して新たな資料などを審議会に出すつもりはあるか</p> <p>③第3回までの議事録を見る限りでは、値上げにつながる料金改定が検討の中心になっているように見えるが、低所得者への負担軽減策について検討する考えはあるか。</p> <p>④県南・西広域水道事業の統合についてどのような説明を行い、委員からはどのような意見が出されているか</p>

議 員	質 問 の 要 旨
3 伊藤 悦子	1 水道事業の広域化について (1) 県西広域事業とは統合しないと表明していたが統合した理由と内容について (2) 統合は水道審議会で審議されましたか (3) 統合は水道料金の値上げにつながるのではありませんか (4) 統合による経費とスケジュールについて



---

午後 1時35分 開 会

---

ただいまから、令和2年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数14名でございます。

定足数に達していますので、会議は成立いたします。

会議に先立ちまして、ここで企業長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。藤井信吾企業長。

<藤井信吾企業長 登壇>

**○藤井信吾 企業長**

本会議に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和2年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多用中にもかかわらず御出席を賜り、心から感謝申し上げます次第であります。

また、本定例会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、このような形で議員の皆様方の御協力をいただき開催ができますことを、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

先週発生いたしました九州地方での大雨による河川の氾濫及び土砂災害によりまして、お亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に関心より御見舞いを申し上げます。被災された地域の一日も早い原状回復と復旧を心よりお祈り申し上げますところでもあります。

さて、去る1月に行われました取手市議会議員一般選挙におきまして、見事に御当選を果たされ、さらに当企業団の議員に選出された皆様、心からお喜びを申し上げます次第であります。

つきましては、当企業団の健全なる運営のために、卓越した御意見を賜り、当企業団が常に経済性を発揮し、公共の福祉を増進することができますように、御指導、御協力賜りますよう心からお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○若泉昌寿 議長**

これから本日の会議を開きます。

---

◇日程第1 議席の指定

**○若泉昌寿 議長**

日程第1、議席の指定を行います。

このたび新たに茨城県南水道企業団議会議員に選出されました皆様の議席は、会議規則

第4条の規定により、11番、根岸裕美子議員、12番、岩澤 信議員、13番、染谷和博議員、14番、佐藤隆治議員と指定いたします。これに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○若泉昌寿 議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指定したとおりの議席に決定いたしました。

---

◇日程第2 会議録署名議員の指名

○若泉昌寿 議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、5番、杉森弘之議員、7番、久米原孝子議員、兩名を指名いたします。

---

◇日程第3 会期決定の件

○若泉昌寿 議長

日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。御異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○若泉昌寿 議長

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたします。

---

◇日程第4 選挙第1号 副議長の選挙について

○若泉昌寿 議長

日程第4、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○若泉昌寿 議長

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○若泉昌寿 議長

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、柳井哲也議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました柳井哲也議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

**○若泉昌寿 議長**

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました柳井哲也議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました柳井哲也議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知いたします。

柳井哲也議員、当選承諾並びに御挨拶をお願いいたします。

<柳井哲也副議長 登壇>

**○柳井哲也 副議長**

柳井哲也でございます。先ほどは副議長職御承認いただきまして、皆様方に感謝を申し上げます。身の引き締まる思いであります。一生懸命職責を果たしていきたいと思っております。今後とも御指導よろしくをお願いいたします。

副議長職は、議長を支えていくということが仕事でございます。そうできますよう、一生懸命やっていきたいと思っております。

極めて簡単な挨拶ではありますが、受けるに当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

**○若泉昌寿 議長**

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1時45分といたします。

休 憩 午後 1時43分

---

再 開 午後 1時45分

**○柳井哲也 副議長**

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

御報告いたします。ただいま議長の若泉昌寿議員から、議長の辞職願が提出されましたので、副議長の私が議長の職務を行わせていただきます。

お諮りいたします。議長辞職の件については、この際、日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

**○柳井哲也 副議長**

御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日

程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定しました。

---

◇追加日程第1 議長辞職の件

○柳井哲也 副議長

追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、2番、若泉昌寿議員の退場を求めます。

<若泉昌寿議長 退場>

○柳井哲也 副議長

職員に辞職願を朗読させます。秋田浩樹事務所長。

<秋田浩樹事務所長 登壇>

○秋田浩樹 事務所長

代読いたします。

辞職願。

このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和2年7月17日、茨城県南水道企業団議会議長若泉昌寿。茨城県南水道企業団議会副議長柳井哲也殿。以上です。

○柳井哲也 副議長

お諮りいたします。若泉昌寿議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○柳井哲也 副議長

御異議なしと認めます。よって、若泉昌寿議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

若泉昌寿議員の入場を許します。

<2番、若泉昌寿議員 入場>

○柳井哲也 副議長

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○柳井哲也 副議長

御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

---

◇追加日程第2 選挙第2号 議長の選挙について

○柳井哲也 副議長

追加日程第2、これより議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

**○柳井哲也 副議長**

御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、副議長において指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

**○柳井哲也 副議長**

御異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定しました。

議長に、佐藤隆治議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました佐藤隆治議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

**○柳井哲也 副議長**

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました佐藤隆治議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました佐藤隆治議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知いたします。

佐藤隆治議員、当選承諾並びに御挨拶をお願いいたします。

<佐藤隆治議長 登壇>

**○佐藤隆治 議長**

皆さん、改めましてこんにちは。佐藤隆治です。ただいま皆様に御推選をいただき、議長職を拝命させていただきました。

今後とも、議会の皆さんと力を合わせて、議会の発展、そして県南水道の発展のために一生懸命努力させていただきたいと思えます。また、柳井副議長さんが議長時代には、私も県南水道の議員としてお世話になっております。二人で力を合わせて頑張ってまいりたいと思えます。今後とも、御指導よろしくお願ひします。(拍手)

**○柳井哲也 副議長**

議長が決定いたしましたので、副議長の職務はこれをもって終了させていただきます。皆様方の御協力を心から感謝申し上げます。

それでは、佐藤隆治議長、議長席にお着き願ひします。

<柳井哲也副議長 退席、佐藤隆治議長 着席>

**○佐藤隆治 議長**

ここで暫時休憩をいたします。

新型コロナウイルス拡散防止のため、ただいまから番号を指定する議員の方は大会議室への移動をお願いいたします。1番、大越勇一議員、3番、鈴木勝利議員、6番、柳井哲也議員、8番、石引礼穂議員、9番、椎塚俊裕議員、11番、根岸裕美子議員、それでは御移動をお願いいたします。

休 憩 午後 1時56分

---

再 開 午後 1時57分

○佐藤隆治 議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇日程第5 議案第1号、報告第1号～報告第4号

○佐藤隆治 議長

日程第5、議案第1号及び報告第1号から第4号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤井信吾企業長。

<藤井信吾企業長 登壇>

○藤井信吾 企業長

本定例会に上程いたしました案件は、議案1件、報告4件の計5件でございます。

それでは、各案件の概要を御説明いたします。

議案第1号は、令和元年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてであります。

初めに、業務の決算内容について申し上げます。

給水戸数は10万8,236戸となり、前年度末より1,421戸の増となりました。給水人口は24万2,561人で、普及率は85.26%となっております。年間総給水量については2,553万4,181立方メートルで、前年度より33万1,963立方メートルの減となりました。有収率につきましては91.03%で、前年度より1.17ポイントの増となりました。

次に、財務の決算状況について申し上げます。

まず、損益勘定における収支の状況であります。水道事業の総収益は56億2,217万8,178円、総費用については51億6,803万9,150円となり、損益は4億5,413万9,028円の純利益であります。

次に、資本的収支勘定の決算概要についてであります。収支ともに税込み額で、収入は9億2,469万8,193円、支出については35億7,838万9,933円となっており、翌年度への繰越し工事資金223万1,675円を除く資本的収入額が資本的支出額に不足する額26億5,592万

3,415円は、過年度分損益勘定留保資金16億6,420万5,263円、繰越し工事資金7億9,619万8,144円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億9,552万8円で補填をいたしております。

次に、剰余金の処分案についてであります。未処分利益剰余金5億4,786万1,625円については、資金を伴わない積立金振替後の未処分利益剰余金9,372万2,597円及び長期前受金戻入れ分4億1,185万1,544円を資本金へ組み入れ、資金の伴う利益4,228万7,484円は、減債積立金へ積み立てるものであります。

次に、報告第1号は、令和元年度茨城県南水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書についてであります。

本件は、若柴配水場更新事業を目的とした建設改良費の予算4億5,376万5,200円を、地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰越しをしたため、同条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号は、令和元年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本件は、建設改良費の予算のうち、配水管布設工事等26件で9億7,439万1,000円を、地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰越しをしたため、同条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第3号は、令和元年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書事故繰越についてであります。

本件は、昨年度に地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越した配水管布設工事のうち1件6,858万円を、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越となったため、同条第3項の規定により報告をするものであります。

次に、報告第4号は、地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告についてであります。

本件は、財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、令和元年度茨城県南水道企業団資金不足比率及びその算定の基礎となる事項について、監査委員の意見書を付して報告するものであります。

以上が、本定例会に上程いたしました各案件の概要であります。御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○佐藤隆治 議長

以上で、提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案第1号 令和元年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について、監査委員から審査の結果報告を求めます。石橋大輔代表監査委員。

<石橋大輔代表監査委員 登壇>

#### ○石橋大輔 代表監査委員

それでは、審査の概要でございますが、令和2年6月3日水曜日、実施場所は当企業団北棟3階大会議室において審査を行いました。

審査の結果でございますが、審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示しているものと認めます。

審査意見としては、五つございます。

ア、供給単価と給水原価については、水道供給に必要な経費を表面上料金収入で賄えている数値となっているが、旧会計制度の算定式で比較した場合には、原価割れの状態が続いており、安心・安全な水を安定して利用者へ供給するためにも、水道供給に係る費用を適正な料金収入で賄えるよう、安定的な収入の確保を図られたい。

イとしまして、水道事業の効率性を示す有収率については91.03%と、前年より1.17ポイント上昇している。給水収益の増加が見込めない状況下においては、引き続き漏水対策及び水質管理体制の強化に取り組むなど、有収率の維持向上に努められたい。

ウ、償還を終えた企業債の影響により、一時的に企業債償還金が抑制されているが、平成29年度から継続的に多額の起債を行っており、その影響で企業債利息は既に増加している。令和2年度には、これら企業債の償還が始まることによる支出が増加していくことが見込まれることから、将来世代に必要以上の負担を強いることのないよう、計画的な企業債の活用を図られたい。

エ、施設更新の遅れは喫緊の課題であり、経営戦略プラン及び現在進行中の水道事業運営審議会で示した施設整備計画を実施していくことが求められる。しかしながら、既に給水人口は減少局面に突入しており、給水収益が加速度的に減少していくことが見込まれている。そういった状況の中で、施設更新や耐震化を推進し、将来にわたって水道事業を継続していくためには、長年改定されていない水道料金の見直しに取り組むなど、安定的な財源を確保できるよう必要な施策を講じられたい。

オ、入札契約の落札率に関しては、予定額に対する落札率は、その平均で93.14%であった。今後においても、入札契約手続のより一層の透明性、客観性及び競争性を確保するべく、引き続き適正な契約事務の運営に努められたい。以上でございます。

#### ○佐藤隆治 議長

ここで着席のまま暫時休憩いたします。

石橋監査委員は、所用のため退席をいたします。

休 憩 午後 14時00分

---

再 開 午後 14時01分

#### ○佐藤隆治 議長



会議を再開いたします。

これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。5番、杉森弘之議員。

< 5番、杉森弘之議員 登壇 >

### ○5番（杉森弘之 議員）

改めまして、こんにちは。牛久市議会の杉森でございます。議案質疑を行いますので、よろしくお願いいたします。

質疑の前に、コロナ禍で感染された方々、また事業自粛等で苦しめられている方々、そして集中豪雨の被害に遭われた方々に、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、議案第1号について質問いたします。

監査委員の決算審査意見書によれば、収入においては、下水道料金徴収事務に係る負担金単価の見直しにより当該負担金2,827万9,843円、26.8%の増、支出においては、水質管理水量抑制効果による受水費1,309万7,218円、0.5%の減とありますが、それらの内容についてもう少し詳しく説明を求めます。

また、同意見書では、入札契約の落札率に関して、平均で93.14%と述べるだけで、それに対する評価はありません。会計検査院は、予定価格の90%以上の最低制限価格の設定について不当事項であると指摘しており、一部オンブズマン等は、落札率90%以上の工事は全て談合とみなすと主張しているようですが、他方で、ダンピング排除、公契約条例の必要性の主張等もあります。企業団としては、現状をどのように評価しているのか伺います。

次に、報告第1号から第3号までは繰越しに関するものですが、第2号と第3号について質問します。

第2号では、地方公営企業法第26条第1項、つまり「予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる」によりとありますが、年度内に支払義務が生じなかったどのような事由があったのか。また、繰越し工事資金の内訳として、補償費176万1,675円、負担金47万円とありますが、その内容の説明を求めます。

第3号では、同条第2号ただし書、つまり「支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる」によりとありますが、どのような事故によるものなのか。NTT埋設管損傷事故により工事が中断したためとありますが、もう少し詳しく説明していただきたいと思えます。

また、事故の場合、事故による損害賠償が発生すると考えられますが、その処理の仕方について質問をいたします。以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。秋田浩樹事務所長。

<秋田浩樹事務所長 登壇>

○秋田浩樹 事務所長

杉森議員の御質問にお答えいたします。

初めに、下水道料金徴収事務に係る負担金の増額についてであります。負担金は、下水道料金調定1件当たりの単価に調定件数を乗じて算出しております。平成30年度までの負担金の単価は1件につき91円、令和元年度は113円35銭、令和2年度は135円71銭の予定となっております。

この負担金の単価が年々増額となっている理由につきましては、下水道料金の徴収事務委託が開始された当初は、各構成団体において実際の徴収経費に見合うだけの予算上の支出が計上されておらず、かつ急激にそのための予算を増額することは困難であるとのことでしたので、交渉を重ねた結果、平成29年7月に、毎年度段階的に増額を行うことが決定されました。この増額は令和2年度に終了し、以降は、2年度前の企業団決算額から積算した経費を負担額として毎年度更新する予定となっております。

次に、水質管理水量抑制効果による受水費1,309万7,218円の減についてであります。平成30年度は、猛暑による水温上昇のため、水道法に定められた残留塩素値を一定に保つために水質保全に係る排水量が例年に比べ多くなり、令和元年度は前年ほど水温上昇がなかったことで、排水量が抑制され、受水費が減少いたしました。

次に、入札契約の落札率についてであります。当企業団では、令和2年度から予定価格が5,000万円を超える一般競争入札を対象に、受注者の品質管理、安全管理の向上、そして賃金、雇用等の労働条件に悪影響を与えないことを目的としたダンピング受注防止の観点から、最低制限価格の設定を行っております。

最低制限価格は、設計積算した内訳額の各項目に国土交通省が算出した計算式を当てはめ、その工事品質が保たれるであろう最低落札金額を設定し、それを下回った応札を無効とする制度であります。

当企業団の建設工事で算出いたしますと、そのボーダーラインはおおむね予定価格の89%前後となり、今回の落札率93.14%はその基準をクリアするものと認識しております。今後は、最低制限価格を設定する対象の工事金額を引き下げ、指名競争入札にも拡充する予定であります。

また、議員から御指摘のありました公契約条例の制定につきましては、最低制限価格を設定することによる効果が公契約条例とほぼ同様と考えており、現在、下請の業者等の受注状況及び品質管理、安全管理において、法令に抵触するような状況は見受けられませんので、現状は最低制限価格の設定で対応してまいりたいと考えております。

次に、平均落札率が90%以上であることにつきましては、応札業者全てに内訳書の提出

を求めるなど公正な入札制度の執行に努め、かつ工事の品質管理、安全管理の向上、また地場産業の育成を考慮する一方で、当企業団の監査委員からの意見書として平均落札率が95%を超えると適正な競争原理が働いていない可能性が高いとの御指摘もあり、この御指摘も踏まえながら、過度な落札率の高騰を招かないよう、今後も落札率を注視してまいりたいと考えております。

次に、予算繰越計算書の年度内に支払義務が生じなかった事由についてであります、繰越し工事の主な内容は、建設改良工事である配水管布設、布設替工事及びその他配水場工事であります。

当企業団の上水道工事を含め、ガスなど各公共工事は、工事予定場所が同一となる場合、同時に施工することが住民の負担軽減及び費用削減につながります。そのため、同一場所での施工は各公共工事が同時期に発注することが多くなります。しかし、各工事が同時に施工することは困難ですので、それぞれ日程を調整し、施工しますが、一つの工事に遅れが生じた場合、それがほかの工事日程に影響を及ぼし、結果として各工事の工期が延長となることが多くなります。これが、繰越しとなってしまいう主な事由となっております。

繰越し工事につきましては、地方公営企業法第26条の規定において、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合には、その額を翌年度に繰り越して使用し、その旨を議会で報告することとなっております。

次に、繰越し工事資金の内訳として、補償費と負担金についてであります、補償費は下水道工事等に係る配水管移設補償であり、費用は移設する既存管の埋設年度の償却率を用いて算定しております。また、負担金は消火栓設置工事費負担金で、費用は当企業団が定めた単価に基づいて算定され、工事施工は当企業団で行い、費用は各市町等に請求するものであります。

次に、報告第3号、事故繰越についてであります、この工事は、平成30年度新工第5-11号、配水管布設替工事であります。

事故の状況につきましては、令和元年5月13日、取手市谷中地内において道路掘削中にNTTの電話及び光回線を損傷させたものであります。この事由により工事が約半年間休止となり、ルートを変更して再開後、令和2年5月に竣工しております。

また、工事による過失責任や損害賠償の有無につきましては、NTT、工事請負業者及び当企業団との3者協議が継続中であり、現時点において結論が出ておりません。以上であります。

#### ○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで杉森弘之議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。4番、北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

#### ○4番（北島 登 議員）

日本共産党北島 登です。通告に従って質疑を行います。

まず、議案第1号 令和元年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算書の認定及び剰余金の処分についてですが、その決算書の8ページに、損益計算書の特別利益6,230万3,700円、退職給付引当金の戻入れとありますけれども、その退職給付引当金の積立てはどのように行われているのか、詳しくお教えいただきたい。

そして、毎年の負担金はどのように算定されるのか。2019年度の茨城県市町村総合事務組合への負担金額及び退職金の支給人数と合計額、これはどうなっているのか。

それと3点目に、退職金はどのような運用がされているのか、この積立金はどのような運用がなされているのか。例えば銀行預金では今はわずかな利子しかつかない中、一方で、株式などの金融商品への投資にはリスクがあります。新型コロナウイルス感染症の影響で株が暴落しました。今は若干持ち直したようですが、GPIF、年金積立金管理運用独立行政法人は、今年の1月～3月期の運用成績が17兆円を超える赤字になると、厚生労働省がまとめて報告をしております。株価は若干持ち直したようですが、茨城県市町村総合事務組合でも運用によって赤字が生じていないかどうか、これをお尋ねします。

続いて、2番目です。報告第3号 令和元年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について、これはただいま杉森議員の質問と重複します。ただ、一つ、私のほうで追加してお聞きしたいのは、詳しい状況や過失の有無、その損害の責任どうなるのかについてはまだ交渉中ということなので、今後どうやってこういうことが起こらないようにするのか。恐らく標準作業手順書、あるいは工事施工要領書などという、いわゆるマニュアル的なものがあると思うんですね、企業団の中に。今回の事故について、そこから得られた教訓をこういうマニュアルに書き加える、改定する、そういう考えはあるかどうかお伺いいたします。以上です。

#### ○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。秋田浩樹事務所長。

<秋田浩樹事務所長 登壇>

#### ○秋田浩樹 事務所長

北島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、退職給付引当金積立て方法についてであります。職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末の退職手当の要支給額から茨城県市町村総合事務組合における積立金相当額を控除した金額を計上しております。

次に、負担金の額についてであります。令和元年度決算額で、例月負担金として3,117万円、退職者特別負担金として1,314万円を支出しております。

次に、積立金の運用状況につきましては、平成30年度決算で、退職手当給付に係る基金の運用額は約73億円で、内訳として定期預金が72億円、有価証券が1億円、普通預金に10

万円となっております。

次に、報告第3号、事故繰越についてであります。当企業団発注工事につきましては、工事標準仕様書に基づき、予定業者が工事施工計画書を作成し、工事を進めております。今回の工事におきましても同様に進めてまいりましたが、このような事故が発生してしまいました。

今後、今回の事故を検証し、再発防止に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

**○佐藤隆治 議長**

答弁が終わりました。

これで北島 登議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

**○10番（伊藤悦子 議員）**

日本共産党の伊藤悦子です。通告に従い議案質疑を行います。

議案第1号、令和元年度県南水道企業団水道事業会計決算書についてです。

最初に、給水収益についてです。

1点目、家事用料金について、使用量10トン以下の利用件数、金額、利用者の割合についてお聞きします。2点目、団体料金は、利用件数は増えていますが、料金としては昨年より減額となっております。その理由と今後の取組についてお伺いします。

2番目に、浄水費についてです。

1点目です。令和元年度決算における契約水量と使用実績の差についてお伺いします。

2点目、決算報告書によると浄水費である受水費は総費用の49%、約半分を占めています。これは毎年言われていることですが、この費用が高い水道料金につながっています。浄水費の引下げが問われるところです。浄水費引下げの取組について伺います。

3番目に、総係費における修繕費についてです。

昨年より約1,100万円の増額となっております。その理由をお聞きします。

最後ですが、令和元年度決算における鉛管、石綿管の改修実績についてお伺いします。

また、令和元年度の修理実績を踏まえ、次年度の修理の方向性をお伺いします。

**○佐藤隆治 議長**

答弁を求めます。秋田浩樹事務所長。

<秋田浩樹事務所長 登壇>

**○秋田浩樹 事務所長**

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、給水収益についてであります。家事用使用量10立方メートル以下の件数、金額、利用者の割合については、総調定件数が126万1,663件に対し、10立方メートル以下の

件数が42万2,948件、割合は33.52%となります。また、家事用料金の総収入42億1,203万9,888円に対しまして、10立方メートル以下の収入は6億3,965万438円、割合は15.18%となっております。

次に、団体料金の収入減であります。学校における生徒数の減少に伴う使用水量の減少及び企業、医療機関等大口需要者の地下水使用の増加が主な原因と考えております。

次に、浄水費についてであります。現在の県との契約水量は9万375立方メートルで、令和元年度決算における当企業団の1日最大給水量は7万8,470立方メートルで、その差は1万1,905立方メートルとなります。この水量の差について、現行の基本料金が1立方メートル当たり1,290円となっておりますので、その相当額を算出いたしますと約1億8,400万円となります。

今回の県南・西用水供給事業の統合により、今後、当企業団の契約水量も5,700立方メートル減量することが予定されておりますが、当然、今後も給水区域内の人口の減少に伴い、使用水量の減少傾向は進んでいき、契約水量との乖離がさらに大きくなっていくことが予想されます。

県西地区に今後見込まれている地下水から県水への転換等、県南地域から県西地区への融通水量の増加が見込まれる場合には、企業団の契約水量からの引下げが行われるよう、県企業局に対し交渉を続けてまいりたいと考えております。

次に、浄水費の引下げについてであります。旧県南用水供給事業受水8団体合同で要望書の提出を行っており、今年度も提出を行う予定となっております。また、企業団独自の要望書提出も毎年行っており、今後も継続して受水費及び契約水量の引下げの要望を行ってまいります。

次に、3年度ごとに行われる旧県南広域水道用水供給事業に係る料金見直しの結果につきましては、今年の2月に開催されました担当課長会議において、試算の結果、基本料金及び使用料金ともに、令和2年度から4年度においては据置きとする報告が企業局からございました。

次に、総係費における修繕費の具体的内容についてであります。令和元年度決算において、若柴配水場旧管理棟の防水塗装工事が修繕費の大半を占めており、税抜きで3,300万円となっております。

この工事の内訳といたしまして、経年劣化による外壁や屋上のひび割れ補修を行い、雨水の侵入を防ぎ、施設の延命化を図るものであります。そのほかとして、庁舎内設備の小規模工事が19件あり、その合計は税抜き額で約344万円となっております。施設全体で老朽化が進んでおり、今後も修繕工事は増加するものと考えております。

次に、令和元年度決算における鉛給水管と石綿管の改修実績についてであります。まず、鉛給水管については、454件の布設替工事を行い、残存件数は6,420件となります。また、石綿管につきましては、3,887メートルの布設替工事を行い、残存距離は4万6,784メ

ートルであります。

今後の布設替計画につきましては、平成31年3月に策定された経営戦略プランに基づき、年間更新目標として、鉛給水管布設替工事は約500件、石綿管布設替工事は約5,000メートルを計画しております。以上であります。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

2回目の質疑といましようか、強い要望をさせていただきます。

浄水費の引下げの取組についてです。毎年、県企業局へ引下げの要望書の提出を行われていることは評価をいたしますけれども、県は受け入れないというのが実態です。さらなる取組の強化をお願いいたします。

また、この要望書の内容は契約水量だけになっていると私は記憶していますがけれども、当企業団は県南広域水道事業の構成団体です。県南広域水道事業は、平成30年度は約21億7,400万円の黒字となっています。この黒字で県の浄水費引下げと企業団の利用者に還元する要望を、ぜひとも出していただくことをお願いしたいと思います。

また、統合によって5,700トンの減少がありますけれども、この減少についてもいつから行われるのかは定かではないので、指摘だけはしておきたいと思います。以上です。

○佐藤隆治 議長

伊藤議員、要望ということでよろしいですね。

○10番（伊藤悦子 議員）

はい。

○佐藤隆治 議長

分かりました。これで伊藤悦子議員の質疑を終わります。

これで提出議案の質疑は全部終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

討論及び採決のため、大会議室の議員の方の議場への移動をお願いいたします。

休 憩 午後 14時30分

---

再 開 午後 14時32分

○佐藤隆治 議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇討論

○佐藤隆治 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方からの発言を許します。

反対の方おりませんか。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤悦子です。議案第1号 令和元年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について、反対討論を行います。

令和元年度は、昨年の消費税増税と新型コロナウイルス感染症により営業や雇用に影響が起り、市民生活にとっては二重の負担増になりました。高い水道料金の引下げの声は切実となっています。

公営企業である当企業団の事業は、生活必需品である水を安全・安心に少しでも安く供給することが使命です。今決算においても、水道料金の引下げにつながっていません。基本料金10トンに満たない利用者は高齢者世帯や独り暮らしの方が多く、料金引下げは喫緊の課題となっています。

水道運営審議会が開かれていますが、策定された経営戦略プランは料金が10%値上げの方向を打ち出しており、値上げありきの審議が行われているのではないかと心配がされます。

使わない水の浄水費は、約1億8,000万円となっています。この浄水費引下げの取組も強める必要があります。

当企業団は、県西広域水道用水供給事業との統合を決めました。現在、水道料金は県西広域水道用水供給事業のほうが高くなっています。将来的に料金値上げにつながらないと言えるのでしょうか。

以上の理由で、議案第1号の反対討論といたします。

○佐藤隆治 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

そのほかありませんか。

<発言する者なし>

○佐藤隆治 議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

---

◇採決

○佐藤隆治 議長



これから議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号 令和元年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○佐藤隆治 議長

賛成多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

暫時休憩をいたします。再開は午後2時50分といたします。

ここで、正副企業長は会議出席のため途中退席いたします。また、先ほど指定を行いました議員の方は、再度大会議室への御移動をお願いいたします。

休 憩 午後 2時38分

---

再 開 午後 2時50分

○佐藤隆治 議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇日程第6 一般質問

○佐藤隆治 議長

日程第6、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。5番、杉森弘之議員。

<5番、杉森弘之議員 登壇>

○5番（杉森弘之 議員）

一般質問を行います。私の質問は2点です。

第1に、給水量と浄水費の関係、浄水費の料金体系について質問します。

年間総給水量は、前年度の2,586万6,114立方メートルに比較して、令和元年度は2,553万4,181立方メートルに、0.013%減少しているのに、浄水費は25億4,433万2,473円から25億3,123万5,255円へ、0.005%しか減少していません。減少率で約3倍の違いがあります。浄水費の料金設定の仕方に関係すると思われませんが、料金体系について説明を求めます。

浄水費の価格自体が高過ぎるわけですが、その値下げを追求するとともに、料金体系の改正の中で少しでも浄水費を下げるできないか検討してはどうかと考えます。持続可能な開発の観点からも、水の利用効率の改善が求められており、水需要の野放図な拡大を前提とするのではなく、水需要の縮小を考慮に入れ、料金体系を改善すべきと考えますが、企業団の考えを聞きます。

第2に、漏水率について質問いたします。

平成29年度と30年度の水道事業年報によれば、漏水率は7.94%から8.32%へ、1年間で0.38ポイント上昇しています。日本水道協会によれば、2015年の国内平均の漏水率は7.2%で、それと比較しても高い状況にあります。2012年度の東京都水道局の漏水率は2%とも言われています。

水道事業経営指標によれば、有収率の全国平均89.7%とのことで、県南水道企業団は91.03%で、全国平均を上回っていますが、漏水を大幅に下げることなく有収率のさらなる上昇は難しいのではないのでしょうか。この間、配水管等の老朽化などが指摘されていますが、これまでの改善努力と今後の計画について説明を求めます。以上です。

#### ○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。秋田浩樹事務所長。

<秋田浩樹事務所長 登壇>

#### ○秋田浩樹 事務所長

杉森議員の御質問にお答えいたします。

初めに、給水量と浄水費の関係、浄水費の料金体系についてであります。茨城県企業局から受水している浄水の料金は、基本料金と使用料金による二部制料金となっております。

基本料金につきましては、1日に当企業団が受水することができる最大の水量である契約水量の9万375立方メートルに1,290円を乗じて算出した1億1,658万3,750円が一月の料金となり、年額で13億9,900万5,000円となります。使用料金につきましては、実際に受水した水量に45円を乗じて算出された金額となります。このように基本料金が固定費であり、受水量の増減は使用料金にしか影響しないことが、受水量と受水費の減少率が一致しない要因となっております。

現在はこのような料金体系となっておりますが、今後は、当企業団におきましても給水人口の減少に伴う水需要の大幅な減少が見込まれております。そういった時代を迎えるに当たり、県企業局において、老朽化した施設を更新する際には、予測される将来の需要を考慮した施設規模の適正化を図ることで受水費の値下げや契約水量の見直しにつなげていくなど、受水団体の負担軽減を図ってほしいということを重ねて要望している状況であります。

また、県企業局の料金体系の改善ということにつきましては、受水団体の負担軽減につながるようなものであればよいとは思いますが、各受水団体が持つ地域性や使用形態は大きく異なりますので、全ての受水団体により影響をもたらす料金体系を考えるということは非常に難しいと考えます。

いずれにしましても、我々受水団体、ひいては水道事業者から給水を受けている需要者の負担軽減につながるよう、効率的な事業運営を求めてまいりたいと考えております。

次に、漏水率の改善努力につきましては、日頃から職員による業務中の移動時等常に漏水の発見を心がけており、住民からの漏水通報の際は、早急に確認及び修繕を行うよう努めております。また、平成29年度から地表に出てこない漏水を発見するための漏水調査を業務委託しております。令和2年度も、引き続き漏水の多い地区を対象に調査を予定しております。

今後につきましても、引き続き漏水の早期修繕に努め、老朽管の更新を計画的に進めることで、漏水率の改善を図り、有収率向上に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで杉森弘之議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。4番、北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

#### ○4番（北島 登 議員）

質問通告に沿って質問を行います。

新型コロナウイルス感染症対策による影響で減収となった事業者、個人世帯への水道料の支払い猶予及び免除について、県南水道企業団のホームページには、支払い猶予についての案内は書かれていますが、その具体的な内容が詳細に分からない。ですから、その詳しい内容をお聞きします。

1点は、支払い猶予の対象となるものの基準。2点目が、これまでの申請数及び猶予を認めた事業者数、その金額、家事用での認定数、金額、それから猶予が認められなかった場合の主な理由。

続いて、水道料金の減免を今検討すべきではないか。多くの自治体で、コロナ禍により収入が大きく減った人や個人事業者、そういう人に対して料金の減免を行っています。その内容を見てみると、基本料金の免除や半額免除、そういう事業者が多いようですが、県南水道でも前年度の未処分利益剰余金が5億4,700万円あります。これは配水管や施設更新のために資本の部のほうに繰り入れられる計画ですが、その計画を見直して減免を実施する、あるいは構成団体からの繰入れを求めて減免を実施する、そういう考えはあるかどうか。この点については、是非既に退席しましたが、企業長及び副企業長にしっかり報告をして、検討していただけるようお願い申し上げます。

次に、水道運営審議会の状況についてです。これまで4回開催されていますが、審議内容について、一つは、結論めいたこと、何か決定されたことがあるのかどうか。それから、3回までの議事録を見る限りでは、値上げにつながる料金改定が検討の中心になっているように見えます。そこで、生活困窮世帯への負担軽減策について検討する考えはあるのかどうか。

それから、県南、県西広域水道事業の統合について、どのような説明を行い、委員からはどのような意見が出されているのか。今回の統合によってどのようなメリット、デメリットがあって統合に同意するようになったのかなど説明しているのか。また、委員からどのような意見があったのか、お伺いいたします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。秋田浩樹事務所長。

＜秋田浩樹事務所長 登壇＞

○秋田浩樹 事務所長

北島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、水道料金の支払い猶予についてであります。令和2年3月18日付で厚生労働省より通知されました「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」により、お客様から新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減り、納入期限までに支払いが困難である等の問い合わせがあった場合は、適宜納入期限を延長し、支払いを猶予することへの柔軟な措置の実施が要請されております。この通知に基づき、支払いを猶予した件数は、事業者2件、個人56件で、金額は133万4,642円となっております。

なお、当企業団において、新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難との御相談があったお客様に対しては、全て支払いの納入期限の猶予を実施しております。

次に、水道料金の減免を検討するべきではないかについてであります。水道料金の減免には多額の財源が必要となります。当企業団の5月、6月の水道料金調定額は、用途別で、団体用、営業用が前年比で35.3%減、金額で約6,000万円の減収となり、家事用は増収となりましたが、総額で前年比2.9%減、金額で約2,400万円の減収となります。

新型コロナウイルス感染症に伴う支援策は、構成市町でも多く、きめ細やかに行われており、当企業団における新型コロナウイルス感染症支援策は、引き続き、先ほど申し上げました厚生労働省の通知に基づき、支払いが困難な事情があるお客様に対して支払い猶予の対応で進めてまいりたいと考えております。

次に、水道運営審議会の状況について、何か決定されたことはあるのかについてありますが、これまで開催された審議会の中で委員の皆様には、今後の水需要予測、予定している施策、またそれらを加味した財政収支の予測結果について御説明をいたしました。

これらを御説明させていただいた上で、施設の耐震化や老朽化している施設の更新を今後どのように行っていくべきか方向性や、それを実現するために必要な財源の確保をどうすべきかといったことについて議論していただいております。

現在のところ、答申につながる結論にはまだ至っておりませんが、引き続き水道事業の運営方針について議論していただき、今年度中には審議会としての答申を提出していただく予定となっております。

次に、消費税増税や新型コロナの影響により新たな資料を審議会に出すつもりがあるか

についてであります。これらのことが今後当企業団にどのような影響をもたらすかという事は現段階で予測することは困難であることから、事務局といたしまして、改めて審議会へ新たな資料を提示するという事は考えておりません。

しかしながら、このたびの新型コロナウイルス感染拡大の影響により、学校の一斉休校や企業の営業自粛が行われた結果、営業用と団体用の使用水量が減少している反面、自宅にいたることが増えて家事用の使用水量は増加しております。全体の使用水量としては横ばいという状況ですが、営業用と団体用の単価が家事用と比べて高いことから、給水収益については減少しております。

今後についても、新型コロナウイルスの感染状況やそれに伴う社会状況を注視し、引き続き当企業団の影響を分析してまいります。

次に、値上げにつながる料金改定が検討の中心になっているように見えるが、低所得者への負担軽減について検討する考えはあるのかについてであります。これまでの審議会におきましては、企業団の営業状況及び経営状況を丁寧に説明し、経営基盤を強化するための方策について様々な角度から貴重な御意見をいただいております。

そのような中、水道施設の更新に伴う必要な財源をどれくらいの規模でどのようにして確保していくべきかといったことを中心に、活発に御議論いただいているところであります。

そのような審議会の場において、低所得者への水道料金の負担軽減について検討する考えはあるかということではありますが、低所得者に対する支援等につきましては各自治体でそれぞれ行っております。また、水道事業は独立採算制を経営の基本として、その費用は受益者負担の原則が図られており、水道料金は利用者の皆様に公正に御負担いただくものとされております。

こうした観点から、水道事業者といたしましては、低所得者への水道料金の減免ということとは予定しておりません。また、諮問の内容からしましても、審議会においてそういった内容を議題にするということは検討しておりません。

次に、県南、県西広域水道用水供給事業の統合について、どのような説明を行い、委員からどのような意見が出されているかについてであります。県南、県西用水供給事業の統合が決定して以降審議会を開催しておりませんので、具体的な内容の説明についてはまだ行っておりませんが、前回の審議会において県との協議を実施していることを御説明したところ、統合により受水費が値上げされるのではないかとといった御意見はございましたので、事務局といたしましては、統合することが原因で値上げが実施されてしまうことがないように強く要求してまいりますと、御説明しております。以上であります。

#### ○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。4番、北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

#### ○4番（北島 登 議員）

実は、先ほどちょっと通告にあつて質問する1項目抜けておりましたが、その分を含めて答弁いただきましたので、ありがとうございます。

その項目に関してですが、今の状況、先ほども使用量が大きく減ったという答弁ありましたが、これは今後もあり得ることで、経営戦略ビジョンのシミュレーション、毎年ごとの収支計算されていますが、それに大きく影響する。そうすると、料金体系をどうするかについても、大きな変化、考え方の違いが出てくると思うんです。この点について、再度、ある程度の段階でそういったシミュレーション、資料、データを審議会に提示することについては、どのように考えているかお伺いします。

#### ○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。野友省男次長。

<野友省男次長 登壇>

#### ○野友省男 次長

北島議員の質問にお答えいたします。

今、実際にコロナ感染症による減少については、経営審議会の中では、はっきりした数字としてはお示ししてはおりませんが、今後の水需要についてはこれまで経営戦略の中で立てた内容でお示ししておりますので、改めて今後の水需要も含めて審議会の中で進めていきたいと考えております。以上です。

#### ○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで北島 登議員の質問を終わります。

通告の順番に質問を許します。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

#### ○10番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤悦子です。一般質問を行います。

水道事業の広域化についてです。

当企業団は、県西広域水道用水供給事業、これから県西広域水道と言わせていただきますが、3月末に統合しました。日本共産党は、この統合問題が起きたとき、県西広域水道は当企業団より水道料金が高い、統合すれば料金値上げにつながると反対をしてきました。当企業団も、統合は料金値上げにつながる統合はしないと表明をしてきたところです。平成27年には県に統合の要請について撤回をしています。令和元年8月議会で、統合に反対の立場は変わらない、今後の県の動向を注視するということでしたが、突然の統合となったように私は思います。

そこでお聞きいたします。

1点目です。県西広域水道とは統合しないと表明していましたが、統合した理由、また

その内容についてお伺いします。

2点目です。統合は、現在開かれている水道議会で審議されたかについて伺います。ただいま北島議員よりも質問がありましたが、さらに詳しくお願いしたいと思います。

3点目です。統合は、水道料金の値上げにつながるのではないのでしょうか。県西広域水道は、現在、基本料金1,850円、使用料61円1トン当たり、当企業団は、基本料金は1,290円、使用料は45円1トン当たりで、県西広域水道のほうが高くなっています。10年間は事業統合を理由にした値上げはしないとありますが、10年後は値上げもあり得るということも考えられますが、いかがでしょうか。

4点目です。統合による経費とスケジュールについて伺います。契約水量が減になるので統合に合意したと言いますが、契約水量が減るのはいつからのことでしょうか。

#### ○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。秋田浩樹事務所長。

<秋田浩樹事務所長 登壇>

#### ○秋田浩樹 事務所長

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、県西広域用水供給事業とは統合しないと表明していましたが、統合した理由と内容についてであります。当企業団の県南・西統合計画は、平成13年に実施されました。県南、県西地域の全市町村による茨城県知事に対しての要請に基づいているものであります。当時は、茨城県全体で将来的な水不足が予測されておりましたので、県南と県西を統合した新たな広域的水道整備計画を求めておりました。

しかし、その後、当企業団として、平成26年度に県に対して要請を撤回する申入れをしております。その理由は、要請から13年が経過し、当時とは社会経済状況が大きく異なり、水需要が減少傾向に転換しつつあったこと。また、県南西として料金が一本化されることが受水費の値上げにつながるおそれがあったためであります。

今回の統合計画につきましては、計画水量が将来的に5,700立方メートル引き下げられることが示されましたが、前回の統合計画と同様の懸念がありましたので、統合後も料金が一本化されないこと、統合を理由とした受水費の値上げがされないことを前提条件とすることを要求し、確約が取れましたので、当企業団の課題である受水費の縮減につながる第一歩としてメリットがあるものと考え、統合に同意をいたしました。

次に、統合が水道運営審議会で審議されたかについてであります。先ほど北島議員にもお答えしましたとおり、県南、県西の統合が決定して以降審議会を開催しておりませんので、具体的な内容の説明については行っておりません。

次に、統合が水道料金の値上げにつながるのではないかについてであります。統合の理由でも申し上げましたが、同意するに当たり、統合を原因とした値上げはしないことを確認しております。

次に、統合による経費とスケジュールについてであります。統合に係る概算事業費といたしましては、約38億円という金額が県から示されております。また、その財源につきましては、統合によって生じる施設の廃止による合理化や県の一般会計からの繰り出しにより確保するため、値上げにはつながらないとの説明を受けております。

スケジュールにつきましては、令和9年度に一部水融通の開始を目標とされておりましたが、予定より早期に実現させるよう県に対して申入れを行っており、早期実現を目指すとの回答を得ております。

今後につきましては、県南広域用水供給事業だけの財政状況や事業内容などの情報開示を求めていき、当初の内容が確実に実行されること、また、さらなる改善を検討、実施していくよう、引き続き意見してまいりたいと考えております。以上であります。

#### ○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

#### ○10番（伊藤悦子 議員）

2回目の質問を行います。

1点目です。契約水量が5,700立方メートル減になると言います。金額にして約8,800万円です。日本共産党は、浄水費は使用実態に合わせて減額し、その分で水道料金の引下げを提案してまいりました。契約水量減について減額になるわけですから、料金引下げにつながるかどうかお伺いをいたします。

2点目です。統合問題が水道運営審議会で議論されていなかったことは、先ほどの答弁で分かりました。水道運営審議会は、企業長の諮問に応じて水道事業の重要な事項について調査及び協議を行うものと定められており、契約、戦略プランを基に今後の事業運営について広く意見を求めることになっています。それであるなら統合は、今後の当企業団の運営について重要なことと考えます。水道運営審議会は昨年8月から行われています。なぜ審議会で審議しなかったのか、改めてお伺いをいたします。

2点目です。統合後の水道料金についてです。値上げはしないと確約しているとの御答弁でしたが、先ほども言いましたが、私たち議員が受け取っている統合案の資料には、事業統合後10年間は現在の料金を据え置く、事業統合後10年経過後も事業統合を理由にした料金の統一はしないとあります。この言い方は、10年後は統合を理由にしない料金値上げはあるというふうに解釈ができます。いずれ住民負担が増し、こうした統合は私はすべきではなかったと考えるところです。

水道事業は、安心・安全で安価な水を利用者に供給することです。今後料金値上げにならない努力、そして住民にとって本当に利用しやすい水道事業にするのにはどんなふうに努力をするのか、改めてお伺いをいたします。

#### ○佐藤隆治 議長



答弁を求めます。野友省男次長。

<野友省男次長 登壇>

### ○野友省男 次長

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、融通水量5,700立方メートルは料金値下げにつながるかについてであります。平成30年度に制定いたしました経営戦略プランにおきまして、今後の水需要減少による給水収益の減少、また、施設の更新及び耐震化の遅れを解消するため料金改定より安定的な財源の確保を図るという方向を定めました。現在、水道運営審議会におきまして、具体的な財源の確保の方針について審議いただいているところであります。

このように今後の厳しい事業運営を考えますと、受水費削減分を原資として水道料金値下げをすることは困難であると考えます。料金改定により安定的な財源の確保を図る場合には、料金改定率を抑制することも可能になるとは考えております。

続きまして、県南・西の統合の審議会に出すべきだったのではないかとということですが、先ほど答弁したように、今後の審議会の報告についてですが、このたびの契約水量引下げは今後の財政収支に大きな影響を及ぼしますので、前回までに行った財政シミュレーションの内容を見直し、受水費値下げの影響を踏まえ、財政シミュレーションを再度行い、その結果について御説明をしていきたいと考えております。

次に、10年後の値上げにつながらないかということですが、当初県が示した案では、当面の間現行料金を据え置くということのみでありました。しかしながら、受水団体との協議の場において、当企業団の意見として料金値上げにつながる可能性のある統合は認められないという強い申入れにより、統合後10年間は現在の料金を据え置くことを確約、さらにその後についてもこのたびの統合を理由とした料金の統一を行わないという回答を引き出しております。

しかしながら、県南広域事業の財政状況や施設の状況、また今後の更新計画など不透明な部分が多くあることから、今後の水需要減少を見据えた施設の効率化、また透明性の高い、かつコストを抑えた事業運営を求めていくことにより、さらなる契約水量の引下げ、また受水費の引下げにつなげていけるよう、引き続き県との協議を続けてまいりたいと考えております。以上であります。

### ○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。10番、伊藤悦子議員、3回目の質問になります。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

### ○10番（伊藤悦子 議員）

2回目の質問で納得できなかった部分があるので、再度お聞きします。

水道運営審議会のことなんですけれども、統合したからその説明をする、5,700トン減少になって今後の財政状況について説明するとか見直しを行うということではなくて、大

事なことなんだから、なぜ昨年8月から行われている水道運営審議会にこの統合をどうするかについて審議しなかったのかと、とても大事なことだと思いますので、改めて答弁を求めます。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。野友省男次長。

＜野友省男次長 登壇＞

○野友省男 次長

伊藤議員の質問にお答えいたします。

審議会の諮問内容は、施設の更新に関わる財源の確保についてという内容になっておりますので、県の事業である県南・西統合について御審議いただくということは諮問の趣旨から外れていますので、審議会の議題としてはしておりません。以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで伊藤悦子議員の質問を終わります。

以上で、通告された一般質問が全部終わりました。

これで一般質問を終わります。

---

○佐藤隆治 議長

以上で、今定例会に付議されました日程は全部終了しました。

令和2年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会します。

皆様お疲れ様でした。

---

午後 3時34分 閉会

---

○ 会議規則第 97 条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

令和 2 年 7 月 17 日

茨城県南水道企業団議会

議長

副議長

議長

会議録署名議員

議員 5 番

議員 7 番